

## 役員報酬並びに費用弁償に関する規則

平成 3年 3月 8日  
規 則 第 2号

### (役員報酬等)

第1条 社会福祉法人本山育成会定款第8条及び第21条の規定による理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員（以下役員等とする。）には、この規則の定めるところにより、報酬及び費用弁償として旅費を支給する。

第2条 役員等には、勤務形態に応じて報酬を支給する。報酬の額は、別表第1のとおりとする。

### (旅 費)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表第2のとおりとする。

### (報酬等の額及び算定方法)

第4条 役員等の報酬等の額及び算定方法は、次の各号に定めるところとする。

(1) 役員等の報酬は、別表第1に定める額とする。但し常勤の理事（以下業務執行理事という。）の報酬については理事会で決定する。

(2) 業務執行理事には賞与を支給する。その額は社会福祉法人本山育成会給与規程に定める計算式により算出される額に準ずる。

### (支給方法)

第5条 報酬を支給する期日は、役員等の出務に応じその都度支給する。但し、理事長は当該年度末（3月31日）。業務執行理事については毎月15日とする。その日が休日に当たるときは、社会福祉法人本山育成会給与規程第3条第3項に準じた日とする（次号において同じ。）。

(2) 業務執行理事の賞与は、毎年6月15日及び12月15日とする。

第6条 旅費は、役員等が職務のため出張した場合に支給する。

### (報酬の日割り計算)

第7条 新たに業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、退任日及び解任された日の前日までの報酬を支給する。

3 前二項における月の中途に就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

### (端数の処理)

第8条 この規則により、計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

### (公表)

第9条 社会福祉法人本山育成会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 3年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する。
- 3 この規則は、平成 5年 4月 1日から施行する。
- 4 この規則は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- 5 この規則は、平成17年12月21日から施行する。
- 6 この規則は、平成18年 5月29日から施行する。
- 7 この規則は、平成29年 3月21日から施行する。
- 8 この規則は、平成30年 3月27日から施行する。
- 9 この規則は、令和 2年 6月24日から施行する。
- 10 この規則は 令和 5年 3月24日から施行する。

別表第1 (役員等報酬額計算表)

<報酬額>

※税込表記

(非常勤)	業務報酬	出席報酬	
理事長	年額 180,000 円	日額 10,000 円	半日額 5,000 円
監事	日額 10,000 円	日額 10,000 円	半日額 5,000 円
評議員	日額 9,000 円	日額 9,000 円	半日額 4,500 円
理事	日額 9,000 円	日額 9,000 円	半日額 4,500 円
評議員選任 解任委員		日額 10,000 円	半日額 5,000 円
(常勤)	月額報酬	※業務執行理事の報酬は理事会で決定する。	
業務執行理事	月額 391,000 円以内		

(理事長報酬)

(理事長) 年額 180,000 円

(業務執行理事報酬)

(業務執行理事) 月額 330,000 円×12 か月=3,960,000 円

賞与 社会福祉法人本山育成会給与規定に準ずる。

(役員等出席報酬)

(理事長) 理事会 5 回 評議員会 2 回 10,000 円×7 回×1 名=70,000 円

(監 事) 理事会 5 回 評議員会 2 回 10,000 円×7 回×2 名=140,000 円

(評議員) 評議員会 2 回 9,000 円×2 回×7 名=126,000 円

(理 事) 理事会 5 回 9,000 円×5 回×5 名=225,000 円

(役員等業務報酬)

(監 事) 監査 1 回×2 名=20,000 円

(評議員選任・解任委員) 出席報酬 1 回×2 名=20,000 円

合計 6,130,300 円/341,000,000 円 (事業活動総収入法人概算 2%以内)

※例 平成 28 年度決算分

※ 職員として勤務している者は、給与支払いを受ける。

別表第2

旅費支給基準

鉄 道 賃			車賃	航空賃	船賃
普通運賃	指定席料金	特別車両料金	現に支払った 料金 通常のバス路 線等のない区 間の車賃1k m当たり37円 の定額	現に支払 った料金	1等運賃
鉄道が定め た料金	片道100km 以上の場合支 給し鉄道が定 めた料金	片道300km 以上の場合支 給し鉄道が定 めた料金 新幹線			
急行料金	特別急行料金	特別急行料金			
片道30km 以上の場合 支給し鉄道 が定めた料 金	片道100km 以上の場合支 給し鉄道が定 めた料金	片道300km 以上の場合支 給し鉄道が定 めた料金			

鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃 (1km当 り)	日 当 (1日当り)	宿泊費 (一泊につき)
県内普通運 賃 (県外はグ リーン料金 を加算した 額)	県内普通運 賃(県外はグ リーン料金 を加算した 額)	実 費	25円 または 実費	県外 2,400円 県内 1,700円	県外 13,000円 県内 8,000円

日当・宿泊料

区 分	日 当 (1日につき)		宿 泊 料 (1泊につき)	
	県 内	県 外	県 内	県 外
役 員	1,700	2,400	8,000	13,000

法人所有車出張旅費

区 分	出張旅費	出張旅費	
		同乗者	運転者
当該旅費	片道8km～16km未満	255	340
当該旅費	片道16km～25km未満	510	680
当該旅費	片道25km～50km未満	765	1,020
当該旅費	片道50km～100km未満	1,020	1,360
当該旅費	片道100km以上	1,275	1,700

備考：同乗者は、運転者に支給する旅費額の75%を支給する。